

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (3.9+3.0) / 2 = 3.5

B

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

i) 取組の進捗 (下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替等の増加	B
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

代替指標に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗 (専門家評価)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値 (5×0+4×1+3×0+2×0+1×0) / 1 = 4.0

①... 4.0

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項 (妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・輸入額、出荷額等の総括的な目標が設定されているが、特区として個別の事業の取組みについての数値目標も必要ではないか。
- ・事業間の連携、特に地区をまたぐ事業間の連携の効果はわかりにくい。
- ・Food特区機構が機能し始め、ハード・ソフト両面で取組みが行われている点は評価できる。ただし、輸出の伸びが不足しており、また、輸出額をオランダ並みとする根拠の背景が見えない。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... -0.1

i) の評価 ①+②

3.9

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
(例) 評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2+2+2+3) / 4 = 2.25 四捨五入で「2.3」とする。
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評価)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、3×0.2+3×0.1+2×0.7=2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替等の増加	C
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

- ・輸出の実績は十分ではないものの、伸びている点は評価でき、また全体の進捗度も100%に近い水準まで達しており、昨年度より改善されている。
- ・より具体的な将来ビジョンやプロジェクトから自律した事業化への工程表を示すことが求められる。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 1 = 3.0$$

3.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A~E)

i) + ii) の平均値 $(3.7+3.9)/2=3.8$

B

i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価]

●農業経営改善自家用貨物自動車活用事業

(概要)

- ・走行距離が短い等の一定の要件を満たす自家用貨物自動車について、法定点検を行い安全性が確認された場合、車検期間を1年伸長できる制度が創設された。

(規制所管府省(国土交通省)の評価)

- ・総合特別区域の一部を改正する法律(平成25年法律第53号)の施行日(平成26年3月31日)から間もなく、評価をすることが困難である。

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●食品の有用性(機能性)表示制度の見直し

(概要)

- ・国との協議の結果、機能性に関する研究が行われている食品については、商品に、「健康でいられる体づくりに関する科学的根拠」が行われている旨を表示することが可能であることが確認できた。

(専門家所見(主なもの))

- ・機能性表示制度の認知度が低い点が残念であるが、制度導入の意義は認められる。

3.6

i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・ハード・ソフト両面で多様な支援措置が活用されているものの、費用対効果での評価も必要と思われる。

3.7

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

$(3.6+3.7)/2=3.7$

3.7

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・数多くの取組みが行われているが、効果を評価できる状況には至っていない。
- ・6次産業化のトップランナーを形成する横断的な取り組みを期待したい。

3.9

III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

- ・フード特区における横断的な検討が進められている。
- ・機能性をめぐる表示制度のパイオニア的役割を果たすことが期待されており、改善に向けて努力いただきたい。

IV 総合評価(I~III)

$(3.5+3.8)/2\pm 0.00=3.7$

「I + IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

- ・3地区間の連携による効果は今ひとつわかりにくいですが、地区ごと、事業ごとには一定の進展が見られる。数値目標の達成度も、100%には達していないものの、昨年度より改善されている。
- ・今後は輸出の増大を期待したい。また、国際戦略総合特区として、企画内容、活動内容に一層の充実が求められる。地域と分野の横断的な6次産業化の具体化に向けての集中的な検討を期待したい。
- ・今後、生産量や知名度といった北海道のアドバンテージを活かすため、輸送能力の向上に努めるべきである。

このため、I及びIIの平均値(3.65)に上記所見を加味(±0.00)し、総合評価結果をB(3.7)とする

B

(注) i) - ①、i) - ②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。